

高額電子移転可能型前払式支払手段の 発行に係る手続き等について

目次

1. 高額プリカの要件
2. 高額プリカの発行に係る手続き等
3. 高額プリカの発行業務に係るマネロン防止態勢

1. 高額プリカの要件

政府令・ガイドライン事項

<高額電子移転可能型前払式支払手段関係>

※**太字下線部**が政府令・ガイドライン事項

<p>定義 (類型)</p>	<p>・電子移転可能型前払式支払手段の類型を定義。</p> <p>①「残高譲渡型前払式支払手段」：前払式支払手段のうち、利用者の指図に基づき、発行者が口座の未使用残高の増減等により、発行者が管理する仕組みに係る電子情報処理組織を用いて移転できるもの</p> <p>②「番号通知型前払式支払手段」：前払式支払手段のうち、電子情報処理組織を用いて第三者に通知することができる番号等であって、発行者が、通知をした者をその保有者として口座に未使用残高の記録をするもの</p> <p>③「上記②に準ずるもの」：第三者型前払式支払手段のうち、利用状況等を勘案して金融庁長官が定める登録商標の使用権利を付したのもの等 ※いわゆる国際ブランドの登録商標 【前払式支払手段府令、告示】</p>
<p>定義 (高額の閾値)</p>	<p>・「高額電子移転可能型前払式支払手段」に該当する金額基準を定義。 ※いずれも第三者型前払式支払手段が対象</p> <p>①「残高譲渡型前払式支払手段」：移転が可能な1件当たりの未使用残高の額が10万円を超えるものであること 又は移転が可能な1か月間の未使用残高の総額が30万円を超えるものであること</p> <p>②「番号通知型前払式支払手段」：口座に記録が可能な1件当たりの未使用残高の額が10万円を超えるものであること 又は口座に記録が可能な1か月間の未使用残高の総額が30万円を超えるものであること</p> <p>③「上記②に準ずるもの」：口座に記録が可能な1か月間の未使用残高の総額が30万円を超えるものであること かつ使用が可能な1か月間の未使用残高の総額が30万円を超えるものであること</p> <p>※口座の要件（上記①～③共通）：未使用残高の上限額が30万円を超えるものであること（上限額が30万円以下の場合は、①～③に該当しても、高額電子移転可能型前払式支払手段に非該当） 【前払式支払手段府令、告示】</p>
<p>規制内容</p>	<p>・業務実施計画の記載事項（高額電子移転可能型前払式支払手段を発行する場合）※各事項の詳細は府令様式において規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 使用するシステム（電子情報処理組織）の管理方法 ※法律で定める記載事項 ➢ マネロン対策等に必要な体制 ➢ 発行業務を健全かつ適切な運営を確保するための体制 ➢ 不正利用を受けた利用者の損失の補償等に関する方針 ➢ 業務上必要な場合における利用者以外の者の損失の補償等に関する方針 等 【前払式支払手段府令】 <p>・体制整備（不適切な利用を防止するための措置）の内容（電子移転可能型前払式支払手段を発行する場合）※高額でない場合も対象</p> <p>①「残高譲渡型前払式支払手段」：移転できる未使用残高の上限設定、移転状況の監視、不適切利用が疑われる者に対する利用停止措置、ウェブサイト等による注意喚起、悪用されているサービスの内容見直し</p> <p>②「番号通知型前払式支払手段」：未使用残高の上限設定、不適切な移転の防止、不適切利用が疑われる者に対する利用停止措置、販売上限額の引下げ、取扱いの停止</p> <p>③「上記②に準ずるもの」：上記②に同じ 【前払式支払手段府令、ガイドライン】</p>
<p>定義 (犯収法関係)</p>	<p>・犯収法上の特定取引、特定業務（高額電子移転可能型前払式支払手段関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 口座の開設を内容とする契約の締結（特定取引）、発行業務（特定業務）、その他所要の経過措置 【犯収法施行令】

2. 高額プリカの発行に係る手続き等

高額電子移転可能型前払式支払手段の発行に係る手続き等

- 高額電子移転可能型前払式支払手段を発行する場合に必要な手続きは以下のとおり。

1. 業務実施計画の届出について

改正法施行日以降に新たに高額電子移転可能型前払式支払手段を発行しようとするときはあらかじめ業務実施計画を届ける必要があることに留意する。

法第11条の2

前払式支払手段発行者は、高額電子移転可能型前払式支払手段を発行しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した業務実施計画を内閣総理大臣に届け出なければならない。(以下略)

府令第20条の2

前払式支払手段発行者は、法第十一条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十一号の二により作成した届出書に、別紙様式第十一号の三により作成した業務実施計画及び当該業務実施計画に関し参考となる事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。(以下略)

業務実施計画の届出について①

- 業務実施計画の記載事項は以下のとおり。

【前払式支払手段府令様式】

(第1面)

1. 商号又は名称
2. 高額電子移転可能型前払式支払手段の名称
3. 高額電子移転可能型前払式支払手段に係る前払式支払手段記録口座に記録される未使用残高の上限額
4. 高額電子移転可能型前払式支払手段の種類
 - ①残高譲渡型前払式支払手段
 - ②番号通知型前払式支払手段
 - ③第5条の2第2項に定める前払式支払手段
5. (①残高譲渡型前払式支払手段)移転が可能な1件当たりの未使用残高の額
6. (①残高譲渡型前払式支払手段)移転が可能な1月間の未使用残高の総額
7. (②番号通知型前払式支払手段)前払式支払手段記録口座に記録が可能な1件当たりの未使用残高の額
8. (②番号通知型前払式支払手段)前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額
9. (③第5条の2第2項に定める前払式支払手段)前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額
10. (③第5条の2第2項に定める前払式支払手段)第5条の2第2項第2号の権利に関して代価の弁済に充てること又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能な1月間の未使用残高の総額

(第2面)

11. 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法
 - (1) システムの概要
 - (2) システムの設置場所及びデータの保管場所

(次頁に続く)

業務実施計画の届出について②

(第3面)

12. 犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項
- (1) 経営管理(管理体制)
 - (2) 取引時確認の措置

(第4面)

13. 第23条の3第1号及び第2号に掲げる措置を講ずるために必要な体制に関する事項
- (1) 防止すべき不適切な利用の類型
 - (2) 前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置
 - (3) 不適切な利用が疑われる取引を検知するための体制
 - (4) 不適切な利用が疑われる取引を行っている者に対する利用停止等の対応及び原因取引の主体や内容等についての必要な確認を実施するための体制

(第5面)

14. 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針

(第6面)

15. 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合にあっては、当該業務に関し高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失の補償その他の対応に関する方針

(第7面)

16. その他高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するための重要な事項

電子移転可能型前払式支払手段に係る体制整備について

- 電子移転可能型前払式支払手段の発行者に求められる不適切利用防止措置は以下のとおり。これらの体制整備については、「高額」電子移転可能型前払式支払手段に該当しないものであっても求められる規定であることに留意。

事務ガイドラインⅡ-2-6 不適切利用防止措置

Ⅱ-2-6-1 主な着眼点

- (1) 残高譲渡型前払式支払手段を発行する場合、以下の各事項を講じているか。

- ① 防止すべき不適切な利用の類型の特定及び必要に応じた内容の見直し
- ② 1回又は1日当たりの譲渡可能な未使用残高の上限金額を不適切な利用が抑止できると考えられる水準に設定するなど、適切かつ有効な未然防止策の検討及び実施
- ③ 一定以上の金額について繰り返し譲渡を受けている者を特定するなど、不適切な利用が疑われる取引を検知する体制の整備
- ④ 不適切な利用が疑われる取引を行っている者に対する利用停止等の対応及び原因取引の主体や内容等についての必要な確認の実施
- ⑤ 再発防止等の観点から、不適切な利用の類型に応じ、例えば、以下のような措置を迅速かつ適切に講じる体制の整備
 - イ. ウェブサイト等への不適切な利用に関する注意喚起の表示
 - ロ. 不適切な利用に悪用されているサービス内容の見直し

- (2) 内閣府令第23条の3第2号に掲げる前払式支払手段(番号通知型前払式支払手段又はブランドプリカ)を発行する場合、以下の各事項を講じているか。

- ① 防止すべき不適切な利用の類型の特定及び必要に応じた内容の見直し
- ② 転売を禁止する約款等の策定や、サービスに係る上限金額を不適切な利用が抑止できると考えられる水準に設定するなど、適切かつ有効な未然防止策の検討及び実施
- ③ 不適切な利用が疑われる取引を検知する体制の整備
- ④ 不適切な利用が疑われる取引を行っている者に対する利用停止等の対応及び原因取引の主体や内容等についての必要な確認の実施
- ⑤ 再発防止等の観点から、不適切な利用の類型に応じ、例えば、以下のような措置を迅速かつ適切に講じる体制の整備
 - イ. ウェブサイト等への不適切な利用に関する注意喚起の表示
 - ロ. 販売時における販売端末、店頭で陳列するプリペイドカード等への不適切な利用に関する注意喚起の表示
 - ハ. 不適切な利用に悪用されているサービス内容の見直し(例えば、悪用されている販売チャネルや販売券種における販売上限額の引下げ、取扱いの停止など)

3. 高額プリカの発行業務に係るマネロン防止態勢

高額電子移転可能型前払式支払手段の発行業務に係るマネロン防止態勢について①

- 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行業務に係るマネロン防止態勢については、取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を的確に実施し、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、高額電子移転可能型前払式支払手段の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するための措置。

事務ガイドラインⅡ-5-1 取引時確認等の措置

以下のような態勢が整備されているか。

- 取引時確認等の措置の責任部署が明確化されているか。
- 取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置(特に顧客管理)を的確に行うための一元的な管理態勢が整備されているか。
- 管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者など、犯収法第11条第3項の規定による統括管理者として、適切な者を選任・配置しているか。
- テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるために、以下のような対応を行うこととしているか。
 - ①自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析したうえで特定事業者作成書面等を作成し、定期的に見直しを行うこととしているか。特に、海外加盟店や外国人顧客を有する場合には、取引に係る国・地域ごとのリスク、外国人顧客の在留期限に応じたリスク、代理店を介した送金のリスク、非対面取引のリスクを評価・検討することに留意した上で行っているか。
 - ②特定事業者作成書面等の内容を勘案し、顧客受入れ方針、顧客管理や取引記録等の保存に関する具体的な手法を策定しているか。また、策定した方針・手法について、定期的に見直しを行うこととしているか。
 - ③高リスク取引を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存することとしているか。また、確認記録及び取引記録等の正確性や適切性について適時に検証することとしているか。
 - ④特定事業者作成書面等の顧客リスク評価に応じた頻度による顧客情報の調査等、継続的顧客管理の方針を策定・実行することとしているか。また、顧客リスク評価に影響を与える事象が発生した際に、顧客リスク評価を見直すこととしているか。

(次頁に続く)

高額電子移転可能型前払式支払手段の発行業務に係るマネロン防止態勢について②

- 特定事業者作成書面等も踏まえつつ、リスクに応じた適切な取引時確認の方法を採用することとしているか。また、定期的かつ適時にリスクを認識・評価し、取引時確認の向上を図ることとしているか。
- 我が国を含め関係各国による制裁リスト等を照合するなど、受け入れる顧客のスクリーニングを適切に行っているか。また、各種リスト更新時には再スクリーニングを実施することとしているか。
- 適切な従業員採用方針や利用者受入方針を策定しているか。
- 必要な監査を実施することとしているか。
- 取引時確認等の措置を含む利用者管理方法について、マニュアル等の作成、従業員に対する周知及び適切かつ継続的な研修を行うこととしているか。
- 従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案について適切な報告態勢を定めているか。
- 各代理店がリスクに応じた継続的顧客管理措置等を実施し、それを高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が検証・評価する態勢を整備することとしているか。また、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者は各代理店のリスク評価を行い、そのリスクに応じて管理態勢のモニタリングを行うこととしているか。
- 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に(再)取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正な確認を行うこととしているか。
- 疑わしい取引の届出に係る態勢整備に当たっては、特に以下の点に十分留意しているか。
- ①システム、マニュアル等により、疑わしい利用者や取引等を検出・監視・分析することとしているか。
- ②取引モニタリングにおいて、各顧客のリスク評価も踏まえ、適切に敷居値が設定されているか。また、疑わしい取引の届出を検知するためのシナリオが適切に設定されているか。届出をした疑わしい取引事例等を分析し、定期的にシナリオ、敷居値の見直し作業を適切に行っているか。
- ③国籍、外国PEPs該当性、利用者が行っている事業等の利用者属性や、国外取引と国内取引との別、利用者属性に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情を十分考慮しているか。また、既存顧客との継続取引や高リスク取引等の取引区分に応じて、適切に確認・判断を行うこととしているか。

(次頁に続く)

高額電子移転可能型前払式支払手段の発行業務に係るマネロン防止態勢について③

- 前払式支払手段記録口座(法第3条第9項に規定する前払式支払手段記録口座をいう。)の開設を行うことを内容とする契約の締結に当たって、必要に応じ、取引時確認の実施や利用目的等の確認を行うなど、高額電子移転可能型前払式支払手段の不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。
- 高額電子移転可能型前払式支払手段の不正利用に関する裁判所からの調査嘱託や弁護士法に基づく照会等に対して、適切な判断を行う態勢が整備されているか。
- 海外営業拠点がある場合には、海外営業拠点のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。

II-5-2 未使用残高の上限額

- 移転、記録及び使用が可能な未使用残高の上限額に応じたより堅牢なテロ資金供与及びマネー・ローンダリングリスク管理態勢を整備するため、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者の規模・特性等に応じて以下のような措置を講じているか。
 - ①移転、記録及び使用が可能な未使用残高の上限額に応じたリスク評価を実施し、当該リスク評価を踏まえたリスク管理態勢を整備しているか。また、リスク評価を見直しているか。
 - ②テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に関し、専門性・適合性等を有する職員を必要な役割に応じ確保・育成しながら、適切かつ継続的な研修等を行うことにより、組織全体として、専門性・適合性等を維持・向上させる態勢を整備しているか。